

那覇市立繁多川図書館の業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領

1 目的

この要領は、令和8年度から令和10年度までの那覇市立繁多川図書館の業務委託に係る公募型プロポーザル審査に関し必要な事項を定めるものとする。

2 審査機関

審査機関は、繁多川図書館業務受託者選定委員会(以下「委員会」という。)とする。

3 資格審査

委員会事務局(以下「事務局」という。)は、応募者より提出された参加表明書等により、応募者の参加資格を確認し、委員会に報告する。

4 審査方法及び採点基準

- (1) 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査により行うものとし、審査項目及び配点等の評価基準は、評価項目表(以下「評価表」という。)及び評価基準表(別紙1・2)のとおりにする。
- (2) 社会情勢その他やむを得ない理由により、プレゼンテーション審査を実施することが困難であると委員会の委員長が判断する場合は、審査を書類審査のみとすることができるものとする。
- (3) 事務局は、プレゼンテーション審査を実施しないことが決定した場合は、速やかに委員会の構成員(以下「各委員」という。)及び応募者に通知するものとする。

5 プレゼンテーション審査の実施方法

- (1) プレゼンテーション審査は、応募者毎に行うものとし、プレゼンテーション審査の順番は、書類提出の受付順とする。
- (2) プレゼンテーション審査は、応募者によるプレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度とする。

6 審査

(1) 参加資格要件の確認

事務局は、参加表明書等の受付後、参加資格要件に関する確認を行い、参加資格を有しない応募者には、個別に通知する。

(2) 業務提案内容のプレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査について、各委員は評価表により行う。

(3) 事務局は、各委員の評価が終了した後に評価表を回収し、各委員の合計点及び順位を集計表へ記入する。

(4) 前項の規定にかかわらず、欠席又は離席により応募者の全部又は一部の審査を行わない

委員がいるときは、当該委員の合計点及び順位は記入しない。

(5) 委員会は、集計表の内容を確認し、審査結果を確定する。

7 優先交渉権者の選定

優先交渉権者及び次点者は次の方法で選定する。

- (1) 各委員が応募者毎に評価点をつけ、その合計点が高い順に順位をつける。順位を第1位とした各委員の数が最も多い者を優先交渉権者に選定する。
- (2) (1)において、順位を第1位とした委員の数が同数の応募者が2人以上ある場合は、当該応募者の順位を第2位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者に選定する。
- (3) (2)において、順位を第2位とした委員の数が同数の応募者が2人以上ある場合は、当該応募者の順位を第1位とした委員の当該応募者に係る評価点の合計点が最も高い者を優先交渉権者に選定する。
- (4) (3)において優先交渉権者が決定しなかった場合は、委員会の協議により優先交渉権者を選定する。
- (5) 応募者が3人以上ある場合は、次点者の順位について、(1)～(4)により決定した優先交渉権者を除き、(1)～(4)により次点者の順位を順次決定する。
- (6) (1)から(5)にかかわらず、各委員の評価点の合計点が募集要領に示す最低基準に満たない応募者は、優先交渉権者の対象から除くものとする。

8 優先交渉権者等の公表

審査結果に基づく優先交渉権者及び次点者の選定に係る決裁後、優先交渉権者名及び次点者名を、那覇市ホームページに掲載する。

9 委任

この要領に定めるもののほか、公募型プロポーザル審査に関し必要な事項は委員会において別に定める。